

令和4年度広報誌レイアウト制作業務委託に関する
公募型企画競争提案説明書

1 企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和4年度広報誌レイアウト制作業務

(2) 業務の内容

別添1 令和4年度広報誌レイアウト制作業務仕様書のとおり

(3) 告示日

令和4年2月7日（月）

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(5) 予算規模

1ページ当たり 39,930円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

作成総ページ数 特集、企画ページ 最大214ページ

表紙 12ページ

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予算価格の範囲内で行う。

表紙は1ページにつき2.5ページ分の契約額を支払う。

2 提出書類

(1) 参加意向申出書（様式1）1部

(2) 主な業務実績と業務体制（様式2）1部

(3) 「6 参加資格要件」の(7)に掲げる制作実績を証明する資料等 1部

制作実績を補足する資料として、代表作品（自治体広報誌、月刊誌等。コピー可）を提出すること。また、実際に請け負ったことが証明できる書類（契約書の写し、受注証明書等）も添えること。

(4) 企画提案書

特集ページ1件、企画ページ1件、表紙2件。各10部。

作成にあたっては別添2「企画提案書作成要領」によること。

(5) 参考見積書（自由様式）1部

積算の詳細が分かるように内訳を記載すること。なお、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

3 申込方法・スケジュール

(1) 企画提案書作成につき提供する原稿や写真の配布

ア 配布期間

令和4年3月1日（火）まで（土・日曜、祝日を除く）

イ 配布時間

8時45分から17時15分まで

ウ 配布方法及び配布場所

「10 企画競争担当部署」の広報課にて直接配布するほか、希望者には電子メールでの配布を行う。電子メールでの配布を希望する場合には「10 企画競争担当部署」へその旨連絡すること。

(2) 申込及び書類の提出

ア 申込期間

令和4年2月17日（木）から令和4年3月1日（火）まで（土・日曜、祝日を除く）

イ 受付時間

8時45分から17時15分まで

ウ 提出方法及び提出先

持参、郵送による（必着）。電子メール、ファクスは不可。提出先は「10 企画競争担当部署」による。

エ 提出書類

上記2のとおり。

(3) 質問の受付及び回答

本業務及び企画競争についての質疑等は、別紙「令和4年度広報誌レイアウト制作業務質問書」（様式3）に記載の上、提出すること。なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要。

ア 提出期限

令和4年2月18日（金）17時15分まで（必着）

イ 提出方法及び提出先

電子メールにより受け付ける。件名は「令和4年度広報誌レイアウト業務委託企画提案に関する質問」とすること。電話による質問は認めない。提出先は「10 企画競争担当部署」による。

ウ 回答

回答は原則電子メールにより随時行うとともに、令和4年2月22日（火）17時までにホームページで公開する。なお、提出期限までに到着しなかった質問については、原則回答しない。

4 審査

(1) 企画競争実施委員会

企画の審査は、参加資格を満たすことを確認した者について本市実施委員が行う。

(2) 審査方法

本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者の提出した企画書について書類審査を実施し、採点を行う。予定価格の制限の範囲内で、最低基準点（委員の総合計点の5割）を超え、合計得点の最も高かった者を契約の優先交渉団体とする。

(3) 評価基準

企画競争実施委員会が、企画競争参加者の提案誌面について、次の審査基準に基づき評価をする。各項目の点数は5点満点で、0＝大変劣る、1＝劣る、2＝やや劣る、3＝普通、4＝良い、5＝大変良いとし、項目ごとに定めた係数を乗じることで合計点を算出する。

<特集>障がいを超えて思いを伝え合うために (6ページ、4色カラー)	係数	合計
特集のテーマや指示項目に沿ったデザインとなっているか	×4	/80
興味を引き、読み進めたいくなるような見せ方や読み手を飽きさせない工夫がなされているか	×4	
文字の大きさ、色、余白などを効果的に使い、内容の優先度や区切りが明確に表現されているか	×4	
写真やイラスト、グラフの配置や構図、フォントの選び方などにより内容が理解しやすいものになっているか	×2	
文字の大きさ、イラスト、写真、図表、原稿に係る項目が守られ、ユニバーサルデザインを意識した表現となっているか	×2	
<企画>札幌国際芸術祭でアートの世界を巡ろう (2ページ、4色カラー)		
企画のテーマや指示項目に沿ったデザインとなっているか	×2	/40
興味を引き、読み進めたいくなるような見せ方や読み手を飽きさせない工夫がなされているか	×2	
文字の大きさ、色、余白などを効果的に使い、内容の優先度や区切りが明確に表現されているか	×2	
写真やイラスト、グラフの配置や構図、フォントの選び方などにより内容が理解しやすいものになっているか	×1	
文字の大きさ、イラスト、写真、図表、原稿に係る項目が守られ、ユニバーサルデザインを意識した表現となっているか	×1	
<表紙>障がいを超えて思いを伝え合うために (1ページ×2、4色カラー)		
行政の広報誌のイメージにとらわれない、洗練されたデザインとなっているか	×3	
一目で誌面の内容が理解しやすく、中身を読み進めたいくなるような興味を引く工夫がなされているか	×3	

	精度が高く、特集のテーマを的確に表現している写真が使われているか	×3	/60
	丁寧に描かれ魅力あふれるイラストが使われているか	×3	
業務実績と業務体制			
	本業務に類似したレイアウト制作業務の実績があるか	×2	/20
	業務実施に十分な体制（人員、イラストレーターの確保等）が組み込まれているか	×2	

(4) 審査結果の送付

契約候補者の決定後、すみやかに提出各社に文書で通知する予定。

(5) 非選定理由に関する事項

契約候補者に選定されなかった者は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（土・日曜、祝日、休日を除く）に、市長に対し、自らの評価について疑義の申し立てをすることができる。

(6) 備考

ア 参加者が1者となった場合でも、最低基準点（委員の総合計点の5割）を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

イ 採点の結果、最高点を獲得した業者が複数（同点）の場合は、企画競争実施委員会の審議により優先交渉団体を選定する。

ウ 得点が最も高いものを契約候補者とすることが、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不当と認められる場合はその者から事情を聴取し、合理的な理由がないと認められるときはその者を契約候補者とせず、次点の者を契約候補者とする。

エ 以下のいずれかに該当するときは、失格となることがある。

(ア) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった場合

(イ) 企画競争参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

(ウ) その他、本市が不適切と判断した場合

5 契約

(1) 契約は選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

(2) 選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に

定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することとする。

- (3) 契約締結時点で、地方自治法施行令第167条の4に該当した場合、入札参加資格停止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合がある。

6 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「一般サービスー広告業」または「一般サービスー専門サービス業ーデザイン業」の業種に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 制作実績について、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 平成29年4月1日以降に本市など官公庁の広報誌の制作実績があること。
 - イ 平成29年4月1日以降に書店等で有償販売または無償配布される月刊誌の制作実績を有すること。

7 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

8 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を

受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例23号）で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

9 その他留意事項

- (1) 本事業は札幌市議会において令和4年度予算案が可決された場合に実施する。
- (2) 提出書類の作成・提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に記載する日付は作成日とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。
ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。
- (6) 提出書類の著作権は提出者に帰属するが、市が本件の選定の公表等に必要な場合には、市は書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (7) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (8) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (9) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (10) 提供する写真やデータ等は本企画競争における誌面作成のためだけに使用し、審査会終了後に破棄すること。
- (11) 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

10 企画競争担当部署

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局広報部広報課

担当：菅原（すがわら）

電話：011-211-2036 FAX：011-218-5161

メールアドレス：kohokakari@city.sapporo.jp